

NPO法人防犯推進室夢限定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人防犯推進室夢限 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県福岡市博多区博多駅前1丁目23番2号Park front 5F-Bに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、DV・ストーカー被害者に対して、新たに安心した暮らしを始めれるよう2次被害に遭わない為の支援に関する事業を行い、被害者支援に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ①DV・ストーカー被害者の2次被害防止等に関する防犯活動事業
- ②DV・ストーカー被害者支援に基づく生活支援事業
- ③DV・ストーカー被害者の2次被害を防ぐ相談支援事業
- ④DV・ストーカー被害者に対する私物等の荷物の引取、保管事業
- ⑤DV・ストーカー被害者の新生活（賃貸住宅への引越しなどの）支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、必要に応じ2人の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録を作成した者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前2項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の

放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国または地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	深町 靖
副理事長	古賀 翔也
副理事長	渡邊 薫
監事	林 康雄
監事	荒牧 瞭

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 0円
- (2) 年会費 0円

役員名簿

(NPO法人防犯推進室夢限)

役職名	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	フカマチ ヤスシ 深町 靖		無
副理事長	コガ ショウヤ 古賀 翔也		無
副理事長	ワタナベ カオル 渡邊 薫		無
監事	ハヤシ ヤスカツ 林 康雄		無
監事	アラマキ リョウ 荒牧 瞭		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

令和6年4月にDV防止法が成立し、施行されました。

現在福岡県内では年間約2000件を超えるDV被害の相談が寄せられています。

国や各自治体も新しい制度に取り組んでいますがDV・ストーカー等の救済支援活動は地域社会において被害者支援活動を生かすネットワークが不足しており、有効な策も未だにない状態にあります。

2 申請に至るまでの経過

私たちはこれまで令和4年に県の認証を受けた、防犯活動団体を設立し地域社会の安心安全な暮らしができる事を考え、防犯活動計画を立てました。その中で新たに取り組みを考えたのが今の社会問題として解決困難な大きな問題であるDV・ストーカー被害者が2次被害に遭わない為の防犯支援の取り組みです。

この救済支援活動には国、各自治体と企業がひとつに繋がることで被害者が2次被害に遭わない為の新たな支援策であり、設立してる防犯活動団体を生かし被害で悩んでる人たちの新たな対応窓口として防犯活動と共に救済支援も併せていきたいと考えております。

本来このようなDV・ストーカー被害の救済支援活動は国や県、警察が一体となって行っていくことが重要なのですがどうしてもこの問題には被害者の民事的な問題が大きく、各行政だけでは素早く対応ができず、立ち入れない問題等もあり困難なものです。

私たちの活動を通してこれらの困難の問題を全国的に無い支援策を福岡県より第一号として作り上げたいと願い現在は無認可の防犯活動団体な為、社会的信用がなく自治体や企業を結びたくても困難なのが現状であり、無認可のままでは資金的にも活動的にも大きな支障が生じるようになりました。そこで国、各自治体と企業に信用を得て組織的に活動することができる特定非営利活動法人格を取得しDV・ストーカー被害の方々が被害に悩まず、をもてるような暮らしが始めるように事業を行うことで地域社会の増進に寄与したと考えます。

2026年 9月 8日

NPO法人防犯推進室夢限

設立代表者

氏名 深町 靖

令和8年度事業計画書

成立の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

NPO法人防犯推進室夢限

1 事業実施の方針

設立本年度であつ本年度はDV・ストーカー被害者等の2次被害を防ぐ為に、被害者の転居事業を中心に事業を展開すると共に配送業で身に付けているノウハウを活かし支援を求める被害者の方々をひとりでも多く、新たな暮らしができる住まいの提供事業を実施していく

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	事業費の 予算額(千円)
DV・ストーカー被害者の2次被害防止等に関する防犯活動事業	ホームページの管理	通年	事務所	10人	DV・ストーカー被害者～2000人	1,000
DV・ストーカー被害者支援に基づく生活支援事業	社会福祉協議会、各自治体の社会福祉課への各救済支援の申請等、手続案内代行事業	通年	事務所、各役所担当部署	5人	300人	260
DV・ストーカー被害者の2次被害を防ぐ相談支援事業	メール、電話等にての受付事業	通年	事務所	5人	DV・ストーカー被害者～2000人	200
DV・ストーカー被害者に対する私物等の荷物の引取、保管事業	相談を受付に被害者が自宅に置いてある私物等を本人に変わり引取に行き団体に一時保管、配送などを行う	通年	各被害者の自宅	10人	300人	1,000

定款の 事業名	事 業 内 容	実施予 定日時	実施予 定場所	従事者の予 定人数	事業費 の予算 額(千円)
DV・ストーカー 被害者の新生活 (賃貸住宅への 引越しなどの) 支援事業	不動産会社への賃貸住宅紹介提 供及び引越し事業を行う	通年	各地域	8人	1,000

令和9年度事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日

NPO法人防犯推進室夢限

1 事業実施の方針

設立 2 年目である本年度は前年度に実施した事業の成果を改めて考え、より良い被害者支援活動事業を目指す。

また今年度からは従事者の予定人数も増やし、より多くの被害者救済支援に取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象 者の 範囲及 び 予定人数	事業費の 予算額(千 円)
DV・ストーカー被害者の 2 次被害防止等に関する防犯活動事業	ホームページの管理	通年	福岡市 北九州市	15人	DV・ストーカー被害者～2000人	1,860
DV・ストーカー被害者支援に基づく生活支援事業	社会福祉協議会、各自治体の社会福祉課への各救済支援の申請等、手続案内代行事業	通年	福岡市 北九州市	10人	300人	2,000
DV・ストーカー被害者の 2 次被害を防ぐ相談支援事業	メール、電話等にての受付事業	通年	福岡市 北九州市	10人	DV・ストーカー被害者～2000人	1,700
DV・ストーカー被害者に対する私物等の荷物の引取、保管事業	相談を受付に被害者が自宅に置いてある私物等を本人に変わり引取に行き団体に一時保管、配送などを行う	通年	福岡市 北九州市	15人	300人	2,400

定款の 事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	事業費の予算額(千円)
DV・ストーカー被害者の新生活（賃貸住宅への引越しなどの）支援事業	不動産会社への賃貸住宅紹介提供及び引越し事業を行う	通年	福岡市 北九州市	16人	2,400

令和8年度活動予算書

設立日から令和9年3月31日まで

NPO法人防犯推進室夢限
(単位: 円)

		科目	金額	
I	経常収益			
	1 受取会費			
	正会員受取会費	0		
	賛助会員受取会費	0	0	
	2 受取寄附金			
	受取寄附金	0	0	
	3 受取助成金等			
	受取民間助成金	0		
	受取補助金	0	0	
	4 事業収益			
	事業収益	4,000,000		4,000,000
		0	0	
	5 その他収益			
	受取利息	0		
	雑収益	0	0	
	経常収益計			4,000,000
II	経常費用			
	1 事業費			
	(1) 人件費	0	0	0
	役員報酬			
	給料手当	3,000,000		3,000,000
	法定福利費	0		
	福利厚生費	0		
	通勤費	0		
	人件費計	3,000,000		
	(2) その他経費			
	業務委託費	0		
	諸謝金	0		
	印刷製本費	0		
	会議費	0		
	旅費交通費	200,000		
	通信運搬費	100,000		
	消耗品費	100,000		
	地代家賃	60,000		
	その他経費計	460,000		0
	事業費計			3,460,000
	2 管理費			
	(1) 人件費			
	役員報酬	0		
	給料手当	0		
	法定福利費	0		
	退職給付費用	0		
	人件費計	0		0
	(2) その他経費			
	会議費	50,000		50,000
	旅費交通費	0	0	0
	印刷製本費	0		
	消耗品費	0		
	通信運搬費	0		
	賃借料	0		
	修繕費	0		
	減価償却費	0		
	雑費	20,000		20,000
	その他経費計	70,000		70,000
	管理費計		0	70,000
	経常費用計			3,530,000
	当期経常増減額			470,000
III	経常外収益			
	1 固定資産売却益	0		
	経常外収益計		0	
IV	経常外費用			
	1 過年度損益修正損	0		
	経常外費用計		0	0
	当期正味財産増減額			470,000
	前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)			0
	次期繰越正味財産額			470,000

令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

NPO法人防犯推進室夢限
(単位: 円)

科目		金額	
I	経常収益		
1	受取会費		
	正会員受取会費	0	
	賛助会員受取会費	0	0
2	受取寄附金		
	受取寄附金	0	0
3	受取助成金等		
	受取民間助成金	0	
	受取補助金	0	0
4	事業収益	0	
	事業収益	12,000,000	12,000,000
		0	0
5	その他収益		
	受取利息	0	
	雑収益	0	0
	経常収益計		12,000,000
II	経常費用		
1	事業費		
(1)	人件費	0	0
	役員報酬		
	給料手当	9,600,000	
	法定福利費	0	
	福利厚生費	0	
	通勤費	0	
	人件費計	9,600,000	
(2)	その他経費		
	業務委託費	0	
	謝礼金	0	
	印刷製本費	0	
	会議費	0	
	旅費交通費	400,000	
	通信運搬費	300,000	
	消耗品費		
	地代家賃	60,000	
	その他経費計	760,000	0
	事業費計		10,360,000
2	管理費		
(1)	人件費		
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	法定福利費	0	
	退職給付費用	0	
	人件費計	0	0
(2)	その他経費		
	会議費	0	
	旅費交通費	120,000	0
	印刷製本費	0	
	消耗品費	0	
	通信運搬費	0	
	賃借料	0	
	修繕費	0	
	減価償却費	0	
	雑費	120,000	
	その他経費計	240,000	240,000
	管理費計		0
	経常費用計		10,600,000
	当期経常増減額		1,400,000
III	経常外収益		
1	固定資産売却益	0	
	経常外収益計		0
IV	経常外費用		
1	過年度損益修正損	0	
	経常外費用計		0
	当期正味財産増減額		1,400,000
	前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)		470,000
	次期繰越正味財産額		1,870,000